

1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

1-2 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法許可制度に関する根拠法令等は、宅地造成及び特定盛土等規制法、施行令、規則、滋賀県規則です。

本書で引用する法令等の略語は、次のとおりとします。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

県細則：滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（改正作業中）

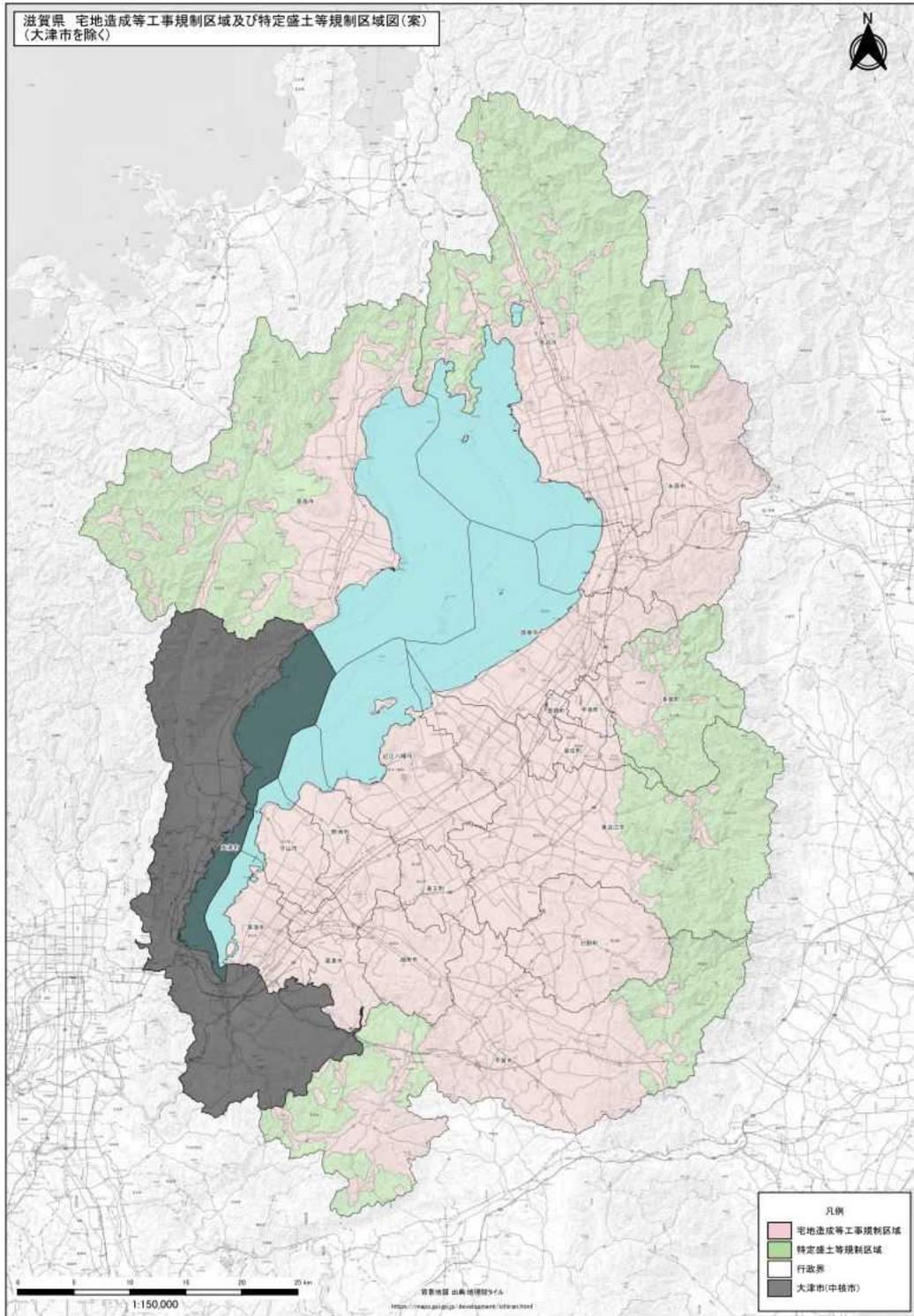
1-3 用語の定義

本手引きで使用する用語の定義は下表のとおりです。

表 1-3 用語の定義

用語	定義
宅地(法第 2 条)	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。
農地等(法第 2 条)	農地、採草放牧地および森林をいいます。
公共施設用地 (法第 2 条)	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。 詳細については、「1-7 許可および届出を要しない工事」を確認してください。
宅地造成(法第 2 条)	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第 3 条で定めるものをいいます。
特定盛土等(法第 2 条)	宅地または農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地または農地等に隣接し、または近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第 3 条で定めるものをいいます。
土石の堆積(法第 2 条)	宅地または農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるものをいいます。（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り。）
宅地造成等(法第 10 条)	宅地造成、特定盛土等または土石の堆積をいいます。
崖(政令第 1 条)	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。
宅地造成等工事規制区域(法第 10 条)	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等または土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域 (法第 26 条)	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等または土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等(法第 13 条)	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設もしくは地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1 1-4 区域指定図(案)



2
3
4
5

1 **1-5 許可を要する工事**

2 許可を要する工事は、規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で一定規模を超えるものとな
3 ります。許可を要しない規模であっても届出を要する規模の規定があります。(次項に記載)

4 表1-5 許可を要する工事

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第2条、政令第3条、政令 第28条)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 盛土で、高さが1m超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが2m超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ2m超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ2m超のもの(①、③を除く) ⑤ 盛土または切土の面積500㎡超のもの(①～④を除く)
	《特定盛土等規制区域》 ① 盛土で、高さが2m超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが5m超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ5m超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ5m超のもの(①、③を除く) ⑤ 盛土または切土の面積3,000㎡超のもの(①～④を除く)
土石の堆積(注1) (法第2条、政令第4条、政令 第28条、省令第8条(10)イ)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの ② 堆積の面積500㎡超のもの
	《特定盛土等規制区域》 ① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超のもの ② 堆積の面積3,000㎡超のもの

5 注1：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

7 **1-6 届出を要する工事**

8 届出を要する工事は、特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で一定規模を超
9 える工事、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内で行う擁壁等に関する工事、および
10 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内において一定規模を超えるもので区域指定の
11 際、現に工事着手(注1)している工事となります。

12 注1：「工事着手」とは工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更または土石の堆
13 積が行われた時点をいいます。

15 表1-6-1 届出が必要な行為

行為	対象規模	提出期日
----	------	------

宅地造成 特定盛土等	《特定盛土等規制区域》 ① 盛土で、高さ1m超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さ2m超の崖が生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖が生ずるもの （①、②を除く） ④ 盛土で高さ2m超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土または切土の面積500㎡超のもの（①～④を除く）	工事に着手する日の 30日前まで
土石の堆積（注1）	《特定盛土等規制区域》 ① 堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの ② 堆積の面積500㎡超のもの	
擁壁等に関する工事 （法第21条第3項、法第 40条第3項、令第26条 第1項）	擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等の全部または一部の除却の工事	工事に着手する日の 14日前まで
公共施設用地の宅地化および農地転用 （法第21条第4項、法第40条第4項）		転用した日から 14日以内
宅地造成 特定盛土等 （区域指定の際、現に工事 着手しているもの（注2））	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ① 盛土で、高さが1m超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが2m超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ2m超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ2m超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土または切土の面積500㎡超のもの（①～④を除く）	規制開始後 21日以内
土石の堆積 （区域指定の際、現に工事 着手しているもの）	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ① 堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの ② 堆積の面積500㎡超のもの	

1 注1：土石の堆積の届出の有効期間は5年以内となります。

2 注2：旧宅地造成法に基づく宅地造成工事規制区域の許可を受けた工事、同区域内で都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については届出不要となります。

4 1-7 許可および届出を要しない工事

5 下表に記載する工事については、法令による許可および届出を要しません。ただし、土地所有者等には
6 土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象とな
7 ります。

8 表1-7 許可を要しない工事

区 分	具体的な内容
公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、 政令第 2 条、省令第 1 条各 項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国または地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがない と認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし 書、法第 27 条第 1 項ただし 書、法第 30 条第 1 項ただし 書、政令第 5 条第 1 項各 号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条 第 1 項各号)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出または処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物または除去土壌の保管または処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土または切土（政令第 3 条第 5 号の盛土または切土に限る。）であって、盛土または切土をする厚さが 30 cm を超えないもの（注 1）を行う工事 ・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 30 cm を超えないもの（注 1） ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 2）であつて、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 3）またはその付近（注 4）に堆積するもの（注 5）
みなし許可となる工事 (法第 15 条各項目、法第 34 条各項目に基づき許可があつた もの（受けたもの）とみなす 工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・農地および採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 6）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修および除去並びに表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの

- 1 注 1：規定の勾配で整形される盛土裾部（1：1.8、高さ 30 cm以下で幅約 0.5m×外周分の面積）については高低差
 2 30 cmを超えないものであっても許可対象の面積に含まれます。
- 3 注 2：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や
 4 当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主
 5 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
 6 等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 7 注 3：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、
 8 工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた
 9 土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 km以内のものについ
 10 ては、工事の現場として取り扱います。
- 11 注 4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲
 12 として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 13 注 5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不
 14 要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記
 15 した看板の掲示を行ってください。
- 16 注 6：通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局に対して事前審査前に相談を行って
 17 ください。

18 **2 許可権者**

19 滋賀県知事のほか中核市、地方自治法に基づく事務移譲市町の長に許可等の権限があります。
 20 次の市については、当該市長が盛土規制法に基づく許可等を行うこととなるので、当該市の窓口で相談
 21 のうえ、必要書類を提出してください。

22 表 2 - 1 盛土規制法の許可等の権限を有する市町一覧（令和 6 年〇月現在）

中核市	大津市
事務移譲市（注 1）	

23 注 1：各市町で取り扱う事務は以下のとおり

市町名	許可	中間 検査	定期 報告	完了 検査	届出	対象
-----	----	----------	----------	----------	----	----

条例改正後に記載

24 なお、事前審査の際に要件が付された場合の要件処理については権限移譲の有無に関わらず全ての市町で手続きを要しま
 25 す。

26 **3 工事の技術的基準および設計者資格**

27 滋賀県は、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全
 28 般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、滋賀県のホームページで公表しています。

29 （ダウンロード：滋賀県 H P 宅地造成等に関する設計指針）

30 <https://www.アドレス>

1 (ダウンロード：国HP 盛土等防災マニュアル)

2 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

5 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準は下表のとおりです。

6 表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（法第13条第1項、法第31条第1
7 項、政令第7条～第18条）

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水または地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊または滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土または切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等または試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料または構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面およびその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

8 注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

9 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

10 注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面および農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

14 土石の堆積に関する工事の技術的基準は下表のとおりです。

15 表3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第

1 19条)

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について (勾配 1/10 以下)
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊または滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号および第 4 号の適用除外について

2

3 **3 - 3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格**

4 下記の工事の設計は設計者の資格を有する者が実施する必要があります。

5 資格を有する者の設計対象工事 (法第 13 条第 2 項、法第 31 条第 2 項、政令第 21 条)

- 高さが 5m を超える擁壁の設置
- 盛土または切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

6

7 設計者の資格を有する者とは下記のいずれかに該当するものを指します。

8 設計者資格 (法第 13 条第 2 項、法第 31 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示
9 第 1005 号)

- ① 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) または旧大学令による大学において、正規の土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木または建築に関する修業年限 3 年の課程 (夜間において授業を行うものを除く。) を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令による専門学校において、正規の土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令による中等学校において、正規の土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識および経験を有する者であると認めた者

ア 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) の大学院もしくは専攻科または旧大学令による大学の大学院もしくは研究科に 1 年以上在学して土木または建築に関する事項を専攻した後、土木または建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者

- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）または水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者および技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木または建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号に掲げる者と同等以上の知識および経験を有すると認める者

4 宅地造成等に関する工事の許可・届出の申請等

4-1 事前審査

事前審査は、宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、県および市町がそれぞれ所管する関係法令等により事前に審査し、許可の要否や許可の見通しがあるのか確認する手続きになります。

事前審査書に必要書類を添えて、許可権者に提出してください。

事前審査の結果を受けた申請者は、当該要件を整理反映して必要な手続きを終える必要があります。

表 4-1 事前審査書提出部数

区 分		提出部数	備 考
事前審査書	正本	1 部	
	副本	部	
	合計	部	

様式や添付書類については、滋賀県のホームページで公表しています。

<https://www.アドレス（準備できしだい公表予定）>

4-2 周辺住民への周知

事前審査の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下記のいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。（注1）

○周辺住民への周知の方法

- 1 説明会の開催
- 2 工事内容を記載した書面の配布
- 3 工事の内容の掲示およびインターネットを利用した閲覧

- 1 注1：以下の場合には説明会の開催が必須となりますので御注意ください。
- 2 ・以下の①～③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合
- 3 ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 4 ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- 5 ③①、②の土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、
- 6 または地下水が湧出するおそれ大きい土地
- 7 なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は下表のとおりです。

8

9 表4-2-1 住民への周知を行う範囲の考え方

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
<p>①平地盛土</p> <p>②切土</p> <p>③土石の堆積</p>	<p>・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲）</p> <p>《参考図》</p>
<p>腹付け盛土</p>	<p>・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲）</p> <p>《参考図》</p>
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土</p> <p>②溪流等における盛土（①を除く）</p> <p>③谷埋め盛土（①および②を除く）</p> <p>④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの</p>	<p>・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図）</p> <p>《参考図》</p>

盛土の区分 (①および②を除く)	住民への周知を行う範囲の考え方
---------------------	-----------------

1

2 表4-2-2 周知する工事の具体的内容

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名または名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名または名称	
④工事の着手予定日および完了予定日	
⑤盛土または切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土または切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土または切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量

3

4 **4-3 許可申請書作成要領**

5 宅地造成等に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、許可権者の申請窓口へ提出してくだ
6 さい。なお、許可の申請（変更の許可を含む）には、申請手数料が必要となります。詳細については、「4
7 -7 許可等申請手数料」を確認してください。

8

9 ○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書作成要領

10 ①「工事主住所氏名」

11 ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

12 ②「工事施行者住所氏名」

13 ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

14 ③「土地の所在および地番（代表地点の緯度経度）」

15 ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

16 ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してく
17 ださい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）

18 ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小
19 数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。

20 ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

21 <リンク： [地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院](#) >

22 ④「土地の面積」

23 ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。

24 ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

25 ⑤「工事着手前の土地利用状況」「工事完了後の土地利用」

26 ・工事前後の土地利用については、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものについて
27 記載してください。

28 ・工事完了後の土地利用について、建築の有無等の具体的な内容を記載してください。

29 ⑥「盛土のタイプ」

30 ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

1 (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない
2 もの

3 (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当
4 しないもの

5 (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

6 ⑦「土地の地形」

7 ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令
8 第 12 条）

9 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

10 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（1）の土地に類する状況を
11 呈している土地

12 (3) (1)、(2)の土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨
13 水その他の地表水が集中し、または地下水が湧出するおそれが大きい土地

14 ・「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その
15 底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。

16 ⑧「工事の概要」

17 (ア) 盛土または切土の高さ

18 ・「1 - 2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土または盛土と切土を同時に行
19 う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の
20 差が最も大きくなる箇所を記入してください。

21 (イ) 盛土または切土をする土地の面積または土石の堆積を行う土地の面積

22 ・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土または土石の堆積をする土地の面積で
23 あって、手数料の額を判定する面積となります。

24 (ウ) 工程の概要

25 ・工程表を添付してください。

26 ⑨「その他必要な事項」

27 ・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

28

29 ○土石の堆積に関する工事の許可申請書作成要領

30 省令様式第 4 号（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）

31 ①「工事主住所氏名」

32 ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

33 ②「工事施行者住所氏名」

34 ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

35 ③「土地の所在および地番（代表地点の緯度経度）」

36 ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

37 ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してく
38 ださい。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）

1 ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小
2 数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。

3 ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

4 <リンク： [地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院](#) >

5 ④「工事の目的」

6 ・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか
7 等について具体的に記載してください。なお、特定の工事に付随する場合は、その工事の期間につ
8 いても併せて記載してください。

9 ⑤「工程の概要」

10 ・年間の土石の搬入、搬出量等を記載してください。

11
12 ○宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成要領

13
14 ・申請書等は変更前後が分かるように記入（変更前は赤書き、変更後および変更のない箇所は青または
15 黒書き）してください。

16 ・変更のあった図面は変更前後が分かるように記入（変更前は黄書き、変更後は赤書き、変更のない箇
17 所は青または黒書き）してください。なお、抹消する図書については黄色で「×」印、新規は赤色で「新規」
18 と明示してください。

19 ・その他記載内容については当初申請の要領の内容を参考してください。

20 ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

21 工事主、設計者または工事施行者の氏名もしくは名称または住所の変更

22 工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、
23 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

24
25 申請書の必要部数は下表のとおりです。

26
27 表4-3-1 申請書提出部数

区 分	提出部数	備 考
許可申請書一式	正本	1部
	副本	1部
	合計	2部

28
29 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

30 なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

31
32 表4-3-2 許可申請に必要な書類

書類の名称	内容等	備考	区分	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
1. 許可申請書				
許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	省令様式第2, 第4 (省令第7条第1項、第2項)	要	要
2. 構造計算書				
構造計算書	擁壁・崖面崩壊防止施設 の概要(注2) 構造計画 応力算定 断面算定	鉄筋コンクリート造または無筋コン クリート造の擁壁を設置する場合 崖面崩壊防止施設設置する場 合 (省令第7条第1項第2号)	要 (注1)	要 (注1)
3. 安定計算書				
土質試験等に基づく 地盤の安定計算書	安定計算書 土質試験等の結果	災害の生じるおそれが特に大きい 土地において、高さ15mを超える 盛土をする場合 (省令第7条第1項第3号)	要 (注1)	要 (注1)
土質試験等に基づく 盛土全体の安定計 算書	安定計算書 土質試験等の結果	崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)	要 (注1)	要 (注1)
4. 設計者の資格を証する書類				
卒業証明書	「3-3 資格を有する者の設 計対象、設計者資格」を有する ことが確認できるもの	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土または切土をする土地の面 積が1,500㎡を超える土地にお ける排水施設の設置 上記の工事を含む場合 (省令第7条第1項第5号)	要 (注1)	要 (注1)
大学院に1年以上 在学したことの証明 書				
実務経験証明書				
資格、免許等の写し				
5. 現況写真				
現況写真	・盛土または切土をしようとする 土地およびその付近の状況を明 らかにする写真	(省令第7条第1項第6号)	要	要
6. 申請者確認書類・資力信用確認書類(個人・法人共通)				
資金計画書		省令様式第3, 第5 (省令第7条第1項第9号)	要	要
工事主に係る主たる 取引金融機関の預 金残高証明書また は融資証明書		(県細則第 条第 号)	要	要
誓約書	以下の内容を誓約するもの ・法に違反していないこと ・破産手続きの決定を受けて復 権を得ない者でないこと ・暴力団等に該当しないこと		要	要

書類の名称	内容等	備考	区分	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
6-1. 申請者確認書類・資力信用確認書類（申請者が個人の場合）				
所得税納税証明書	最近3年間のもの	(県細則第 条第 号)	要	要
住民税納付証明書	最近3年間のもの		要	要
住民票記載事項証明書もしくは個人番号カードの写またはこれらに類するもの	・住所、氏名が確認できるもの ・証明書の場合は申請受付日から3か月以内に発行されたもの ・個人番号カードは個人番号を黒塗りすること	(県細則第 条第 号)	要	要
6-2. 申請者確認書類・資力信用確認書類（申請者が法人の場合）				
登記事項証明書	申請受付日から3か月以内のもの		要	要
役員の住民票記載事項証明書もしくは個人番号カードの写またはこれらに類するもの	氏名、住所が確認できるもの 証明書の場合は申請受付日から3か月以内に発行されたもの 個人番号カードは個人番号を黒塗りすること		要	要
法人税および法人事業税の納税証明書	最近3年間の内容を証明するもの	(県細則第 条第 号)	要	要
財務諸表ならびに事業経歴書	直前事業年度のもの	(県細則第 条第 号)	要	要
7. 権利者の全ての同意を得たことを証する書類				
工事施工同意書 印鑑登録証明書または印鑑証明書	工事区域内の土地およびその土地にある工作物について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていることが分かるもの	(省令第7条第1項第10号) (県細則第 条第 号)	要	要
8. 周辺住民への周知を行ったことを証する書類 (周知内容および方法については「4-2 周辺住民への周知」を確認してください。)				
位置図等	開催の周知範囲が分かるもの	説明会開催の場合 (省令第7条第1項第11号)	要	要
議事録、説明会に用いた資料等	開催案内および開催結果が分かるもの			
写真	開催状況が分かるもの	書面配布の場合 (省令第7条第1項第11号)		
配布した書面				
位置図等	配布した範囲が分かるもの			
位置図等	掲示場所が分かるもの			
写真	掲示状況および掲示内容が分かるもの			

書類の名称	内容等	備考	区分	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
閲覧ページの写し	掲載内容が分かるもの (URLを含む)			
9. 排水施設の設計に係る書類				
水理計算書	工事区域内の水理計算書および雨水排水計画の水理計算書	下流河川等の流量増を伴わない工事においては雨水排水計画の水理計算書は要しない。 (県細則第 条 号)	要	要
排水先の接続許可を証する書類	排水先の施設管理者の許可等を得ていることが分かるもの	(県細則第 条 号)	要	要
10. 施工者の能力を証する書類				
法人の登記事項証明書			要	要
建設業の許可証明書			要	要
11. その他の書類				
委任状		代理人が申請手続きを行うもの	要	要
許認可等の写し	他の法令で許認可等を要する場合は、それらの許認可等を証する資料		要	要
認定証等	認定内容が分かるもの 認定内容に適合していることが分かる図面等 (例：大臣認定擁壁など)	個別の認定を取得している工法を使用する場合	要	要
工程表		(県細則第 条第 号)	要	要
公図の写しおよび登記事項証明書	土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに土地の地番を示すこと。	申請から3か月以内に所得したものであること。 謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 (県細則第 条第 号)	要	要
土量計算書	盛土または切土の土量計算書	平面図、断面図を基に作成など	要	要

1 注1：備考欄に該当する工事の場合のみ添付を求める。

2 注2：崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土または切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入またはその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

5

6 表4-3-3 許可申請に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
1.位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路および目標となる地物 	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)	要	要
2.地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線（赤枠で囲むこと） 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)	要	要
3.土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線（赤枠で囲むこと） ・盛土（赤色で着色）または切土（黄色で着色）をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設および排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)	要	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および 	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置および堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)	—	要

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
	当該措置の内容				
4.土地の断面図	・盛土または切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。 (省令第7条第1項第1号)	要	-
	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	申請書の土石の堆積の最大堆積高さおよび土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)	-	要
5.排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐出口の位置 ・放流先の名称 ・排水区域の区域界	1/500 以上	汚水・雨水を区分すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)	要	-
6.崖の断面図	・崖の高さおよび勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ） ・盛土または切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)	要	-
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法および勾配 ・擁壁の材料の種類および寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置および寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤面の土質 ・基礎ぐいの位置、材料および寸法 ・水抜穴の寸法および間隔	1/50 以上	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)	要	要 (注1)

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料、内径 ・透水層の位置および寸法	1/50 以上	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)	要	-
9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法および勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類および寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置および寸法	1/50 以上	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)	要	-
10.崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料および内径並びに透水層の位置および寸法	1/50 以上	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)	要	-
11.申請に係る土地の区域の求積図	許可申請に関連のある土地の全面積 盛土または切土をする土地の面積	1/500	(県細則第 条第 号)	要	要
12.排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	(県細則第 条第 号)	要	要
13.防災計画平面図	・方位 ・等高線 ・計画道路線 ・取り扱い基準 1 3 3 P	1/1000 ～ 1/500 以上		要	-
14.防災施設構造図	・同上	1/50 以上		要	-

1 注 1：堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合に限る。

2 **4-4 特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出書作成要領**

3 法第 27 条第 1 項に基づく特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出書は、「4-3 許可
4 申請書作成要領」を参考に作成し、許可権者の申請窓口へ提出してください。

5 申請書の必要部数は下表のとおりです。

6 届出書に係る事項を変更しようとする場合は、変更届出書を提出しなければなりません。

7

8 表 4-4-1 届出書提出部数

区 分		知事許可	備 考
申 請 書 提出部数	正本	1 部	
	副本	1 部	
	合計	2 部	

1

2 法第 27 条第 1 項に基づく特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次の
3 とおりです。

4 なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

5

6 表 4 - 4 - 2 届出に必要な書類

書類の名称	内 容 等	備 考	区 分	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
1. 届出書				
届出書	・申請者、工事の概要等を記載	省令様式第 19, 第 20 (省令第 58 条第 1 項第 1 号)	要	要
2. 現況写真				
現況写真	・盛土または切土をしようとする 土地およびその付近の状況を明 らかにする写真	(省令第 7 条第 1 項第 6 号)	要	要
3. 申請者確認書類・資力信用確認書類 (申請者が個人の場合)				
住民票記載事項証 明書もしくは個人番 号カードの写しまた はこれらに類するもの	・住所、氏名が確認できるもの ・証明書の場合は申請受付日か ら 3 か月以内に発行されたもの ・個人番号カードは個人番号を 黒塗りすること	(県細則第 条第 号)	要	要
4. 申請者確認書類・資力信用確認書類 (申請者が法人の場合)				
登記事項証明書	申請受付日から 3 か月以内のも の		要	要
役員の住民票記載 事項証明書もしくは 個人番号カードの写 しまたはこれらに類す るもの	氏名、住所が確認できるもの 証明書の場合は申請受付日か ら 3 か月以内に発行されたもの 個人番号カードは個人番号を黒 塗りすること		要	要
5. 排水施設の設計に係る書類				
水理計算書	工事区域内の水理計算書およ び雨水排水計画の水理計算 書	下流河川等の流量増を伴わない 工事においては雨水排水計画の 水理計算書は要しない。 (県細則第 条 号)	要	要
排水先の接続許可 を証する書類	排水先の施設管理者の許可等 を得ていることが分かるもの	(県細則第 条 号)	要	要

書類の名称	内容等	備考	区分	
			宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
6. 施工者の能力を証する書類				
法人の登記事項証明書			要	要
建設業の許可証明書			要	要
7. その他の書類				
委任状		代理人が申請手続きを行うもの	要	要
許認可等の写し	他の法令で許認可等を要する場合は、それらの許認可等を証する資料		要	要
認定証等	認定内容が分かるもの 認定内容に適合していることが分かる図面等 (例：大臣認定擁壁など)	個別の認定を取得している工法を使用する場合	要	要
工程表		(県細則第 条第 号)	要	要
公図の写しおよび登記事項証明書	土地の境界（赤枠で囲むこと） 並びに土地の地番を示すこと。	申請から3か月以内に所得したものであること。 謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 (県細則第 条第 号)	要	要
土量計算書	盛土または切土の土量計算書	平面図、断面図を基に作成など	要	要

1

2

3

表4-4-3 届出に必要な図書

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
1.位置図	・方位 ・道路および目標となる地物	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)	要	要
2.地形図	・方位 ・土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第7条第1項第1号)	要	要

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
3.土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線（赤枠で囲むこと） ・盛土（赤色で着色）または切土（黄色で着色）をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	<p>断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。</p> <p>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。</p> <p>擁壁、崖面崩壊防止施設および排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。</p> <p>（省令第7条第1項第1号）</p>	要	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容 	1/500 以上	<p>断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。</p> <p>空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置および堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。</p> <p>（省令第7条第2項第1号）</p>	—	要
4.土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土または切土をする前後の地盤面 	1/2,500 以上	<p>高低差の著しい箇所について作成すること。</p> <p>（省令第7条第1項第1号）</p>	要	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積を行う土地の地盤面 	1/500 以上	<p>申請書の土石の堆積の最大堆積高さおよび土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面</p>	—	要

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
			図を作成すること。(省令第7条第2項第1号)		
5.排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配 水の流れの方向 吐出口の位置 放流先の名称 排水区域の区域界 	1/500以上	汚水・雨水を区分すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること (省令第7条第1項第1号)	要	-
6.崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さおよび勾配 土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ) 盛土または切土をする前の地盤面 崖面の保護の方法 	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 (省令第7条第1項第1号)	要	-
7.擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法および勾配 擁壁の材料の種類および寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置および寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤面の土質 基礎ぐいの位置、材料および寸法 水抜穴の寸法および間隔 	1/50以上	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。 (省令第7条第1項第1号)	要	要 (注1)
8.擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ 水抜穴の位置、材料、内径 透水層の位置および寸法 	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)	要	-
9.崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法および勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類および寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 	1/50以上	(省令第7条第1項第1号)	要	-

図面の名称	明示すべき事項		備考	区分	
	内容	縮尺		宅地造成 特定盛土等	土石の 堆積
	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置および寸法 				
10.崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料および内径並びに透水層の位置および寸法 	1/50 以上	(省令第 7 条第 1 項第 1 号)	要	-
11.申請に係る土地の区域の求積図	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請に関連のある土地の全面積 盛土または切土をする土地の面積 	1/500	(県細則第 条第 号)	要	要
12.排水施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・構造詳細図 	1/50 以上	(県細則第 条第 号)	要	要
13.防災計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・等高線 ・計画道路線 ・取り扱い基準 1 3 3 P 	1/1000 ～ 1/500 以上		要	-
14.防災施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	1/50 以上		要	-

1 注 1 : 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合に限る。

2
3
4
5

4-5 擁壁等に関する工事および公共施設用地の転用の届出書作成要領

擁壁等に関する工事および公共施設用地の転用の届出書は、次の要領で作成し、許可権者の申請窓口へ提出してください。

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、変更届出書を提出しなければなりません。（法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項の届出の場合に限る。）

表 4-5-1 届出書提出部数

区 分		届出部数	備 考
届 出 書 提出部数	正本	1 部	省令様式第 17 省令様式第 18
	副本	1 部	
	合計	2 部	

・添付書類は位置図、平面図、断面図（ただし断面図は法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項の届出の場合に限る）

4-6 審査基準および標準処理期間

行政手続法第 5 条および第 6 条の規定に基づき、次のとおり審査基準および標準処理期間を定めています。

<https://www.アドレス>（準備できたい公表予定）

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
2. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
3. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4-7 許可等申請手数料

次のとおり許可等申請手数料を定めています。

<https://www.アドレス>（準備できたい公表予定）

条例改正後に掲載

5 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可後における留意事項

5-1 許可の条件

滋賀県では、宅地造成等に関する工事の許可時に、次のような条件を付しています。（法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項）

- 1
- 2 (1) 工事施行中の防災措置、公共施設の機能保全、災害復旧
- 3 (2) 工事施行状況の記録
- 4 (3) 各種報告事項
- 5 (4) 工事を中止または廃止する場合の措置
- 6 (5) その他

7

8 **5-2 標識の掲出**

9 工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記
 10 載した標識を掲げる必要があります。(法第 49 条)

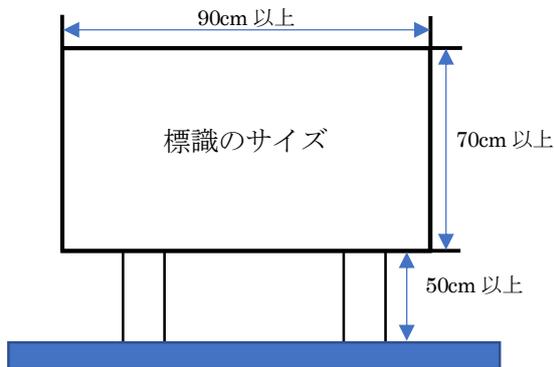
11

12 標識に記載する事項

記載事項	様式
①工事主の住所氏名 ②工事の許可年月日および許可番号 ③工事施行者の氏名または名称 ④現場管理者の氏名または名称 ⑤工事の着手年月日および工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土または切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土または切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土または切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可を担当した都道府県の部局名称および連絡先	・省令様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等 の場合) ・省令第二十四 (土石の堆積の場合)

13

14 **【標識のサイズ】**



24 **5-3 着手届の提出**

25 許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに許可権者へ届け出る必要
 26 があります。

1 表5-3-1 着手届添付資料等

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
着手届	県細則様式第 号	正 1 部 副 1 部	(県細則第 条、第 条)
写真	工事着手日が確認できるもの		

2

3 **5-4 工事の変更許可申請書**

4 許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、許可権者の許可が必要となります。

5 なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、手数料の納付が必要となります。
6 必要書類については「4-3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」を
7 確認してください。

8

9 **5-5 軽微な変更に関する届出**

10 変更許可を要さない変更をする場合は許可権者へ届け出る必要があります。詳細については「4-3
11 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」を確認してください。

12

13 表5-5-1 軽微な変更に関する届添付資料等

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
軽微な変更に関する届出	県細則様式第 号	正 1 部 副 1 部	(県細則第 条、第 条)
変更内容確認できる書類	当初申請に添付していた書類、 図書のうち変更するもの		

14

15 **5-6 工事の休止・再開・廃止に関する届出**

16 工事主は、許可を受けた工事、届出をした工事を休止し、もしくは休止した工事を再開しようとするとき、
17 または廃止しようとするときは、すみやかに許可権者へ届け出る必要があります。

18 表5-6 工事の休止・再開・廃止届添付資料等

書類・図面の名称	明示すべき事項	提出部数	備考
	内容		
工事休止・再開・廃止届	・廃止した事由など ・廃止に伴う今後の措置 (県細則別記様式第 号)	正 1 部 副 1 部	(県細則第 条、 条)
現況図	・廃止した現況が分かるもの ・縮尺 1/500 ・写真の撮影方向		
写真	・現況が分かるもの		
災害防止計画			廃止届に添付

6 検査・定期報告

6-1 中間検査申請

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土および切土の安定性にかかわる重要な検査となります。工事主は、中間検査を要する規模の工事の特定工程が完了できしだい、許可権者へ検査申請を提出しなければなりません。なお、中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施します。この場合も中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

中間検査対象となる規模および対象工程は下表のとおりです。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となります。詳細については、「4-7 許可等申請手数料」にてご確認ください

表6-1-1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	提出部数	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行 って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面 積3,000㎡超(①～ ④を除く)	盛土前または切土 後の地盤面に暗渠 排水管を配置する 場合	・省令様式第13 ・検査対象を明示 した平面図 ・検査対象の写真	正1部 副1部	対象工程完了 から4日以内

6-2 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。工事主は、工事期間が3か月を経過する度に、許可権者へ届け出る必要があります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

定期報告が必要な工事の規模、報告すべき事項等は下表のとおりです。

表6-2-1 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	提出部数	報告の期間
宅地造成 特定盛土 等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留の施行状況	・県細則様式第 号 ・盛土、切土をしている土地の写真 ・報告対象を明示した平面図	正1部 副1部	許可日から 3ヶ月ごと
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における土石の堆積の施行状況(空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置および擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積および除却された土石の土量を含む)	・県細則様式第 号 ・土石の堆積を行っている土地およびその周辺の写真		

6-3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成または特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。工事主は、工事が完了できしだい、許可権者へ検査（確認）申請を提出しなければなりません。

表6-3-1 完了検査等

行為	区分	申請書類	提出部数	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	完了検査	省令様式第9	正1部 副1部	工事完了から4日以内
土石の堆積	確認申請	省令様式第11		

6-4 検査・確認時の留意事項

工事の検査・確認の実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 着工前後および施工状況を確認できる全景写真を申請書に添付すること。なお、全景写真の撮影時には下記の内容に留意すること。
 - ア 着工前、工事施工中および完了の写真を必ず添付すること。写真は対比が出来るよう同じ位置から、同じ方向へ撮影すること。
 - イ 撮影地点および方向を平面図(造成平面図)に記入し、写真と対照が可能であるよう記号を示すこと。
 - ウ 撮影については黒板、スタッフ等により、写真にて寸法等を確認できるようにすること。
 - エ 構造物においては、延長30m毎に撮影のこと。
 - オ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は、底部と中段とを上記に示すように30m毎に撮影のこと。
 - カ コンクリート厚の写真は、型枠組立時、脱型時に撮影のこと。
 - キ 鉄筋組み立ての写真は、配筋後、コンクリート打設前にスタッフ等寸法が確認できるものを使用し撮影のこと。
 - ク 石積み、ブロック積、擁壁等の根入れの写真は、埋め戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できる撮影とすること。
 - ケ 全景写真は、撮影方向の確認ができる既設物を背景等に入れて撮影のこと。
- ③ 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ④ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ⑤ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- ⑥ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑦ 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

1 7 申請手続の流れ

2 表7-1 盛土規制法に基づく許可申請の流れ

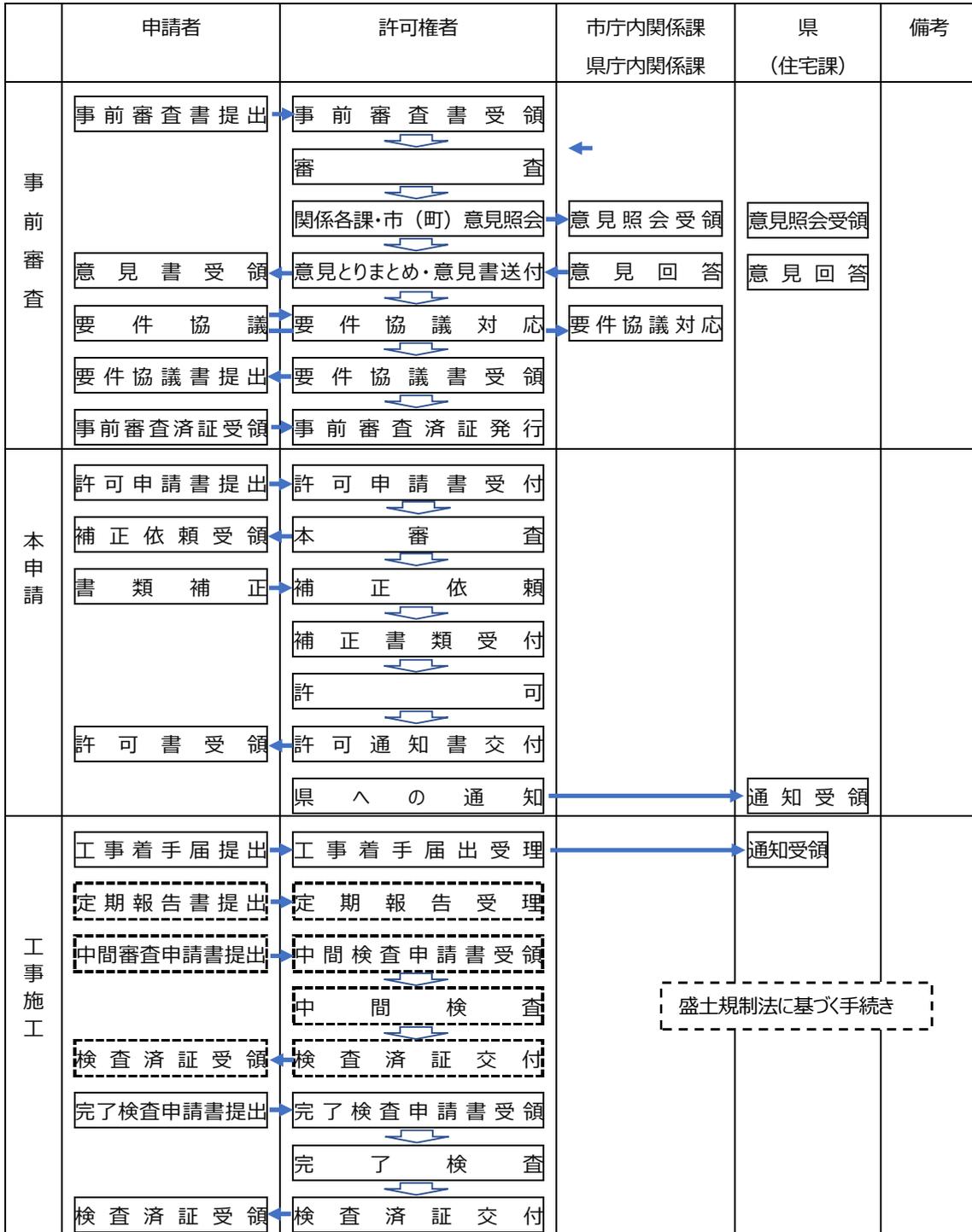
	申請者	許可権者	関係課、市、町	備考
事前審査	事前審査書提出	事前審査書受領 ↓ 関係各課・市町意見照会 ↓ 審 査	意見照会受領	
	意見書受領	意見とりまとめ・意見書送付	意見回答	
	要件協議	要件協議対応	要件協議対応	
	要件協議書提出	要件協議書受領		
	事前審査済証受領	事前審査済証発行		
	本申請前	周辺住民への周知		
本申請	許可申請書提出	許可申請書受付 ↓ 審 査		・変更申請も同様の流れとなる。
	補正依頼受領	補正依頼 ↓ 補正書類受付		
	書類補正	許可		
	許可書受領	許可通知書交付 ↓ 公表・市町への通知	通知受領	
工事施工	標識の設置			・土石の堆積は中間検査の対象外となる。 ・土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。
	工事着手届提出	工事着手届出受理		
	定期報告書提出	定期報告受理		
	中間審査申請書提出※2	中間検査申請書受領 ↓ 中 間 検 査		
	検査済証受領	検査済証交付		
	完了検査申請書提出	完了検査申請書受領 ↓ 完 了 検 査		
	検査済証受領	検査済証交付		

1 表7-2 みなし許可（都市計画法に基づく開発許可）申請の流れ（県内各町）

	申請者	許可権者	関係課・町	備考
事前審査	事前審査書提出	事前審査書受領 ↓ 審 査		
		関係各課・町意見照会	意見照会受領	
	意見書受領	意見とりまとめ・意見書送付	意見回答	
	要件協議	要件協議対応	要件協議対応	
	要件協議書提出	要件協議書受領		
	事前審査済証受領	事前審査済証発行		
本申請	許可申請書提出	許可申請書受付 ↓ 本 審 査		
	補正依頼受領	補 正 依 頼		
	書類補正	補正書類受付 ↓ 許 可		
		許可通達書交付		
	許可書受領	市町への通知	通知受領	
工事施工	工事着手届提出	工事着手届出受理		
	定期報告書提出	定期報告受理	盛土規制法に基づく手続き	
	中間審査申請書提出	中間検査申請書受領 ↓ 中 間 検 査		
	検査済証受領	検査済証交付		
	完了検査申請書提出	完了検査申請書受領 ↓ 完 了 検 査		
	検査済証受領	検査済証交付		

2
3
4
5
6
7

1 表7-3 みなし許可（都市計画法に基づく開発許可）申請の流れ（県内各市）



2
3
4
5
6

8 手続の一覧

盛土規制法に基づく手続きは以下のとおりです。

表 8 - 1 手続の一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前審査		宅地造成等に関する工事の許可申請にあたり行う事前の審査	—	「4 事前審査」参照
許可申請・届出	当初	宅地造成または特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	別記様式第 2 (省令第 7 条第 1 項または第 63 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	別記様式第 4 (省令第 7 条第 2 項または第 63 条第 2 項)
		特定盛土等に関する工事の届出	法第 27 条第 1 項	別記様式第 19 (省令第 58 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の届出	法第 27 条第 1 項	別記様式第 20 (省令第 58 条第 2 項)
	変更	宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	別記様式第 7 (省令第 37 条第 1 項または第 67 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	別記様式第 8 (省令第 37 条第 2 項または第 67 条第 2 項)
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項 法第 35 条第 2 項	様式第 号 (県細則第 条または第 条)
		特定盛土等に関する工事の変更届出	法第 28 条第 1 項	別記様式第 21 (省令第 61 条第 1 項)
		土石の堆積に関する工事の変更届出	法第 28 条第 1 項	別記様式第 22 (省令第 61 条第 2 項)
	標識の掲示	標識の掲示	法第 49 条	別記様式第 23 または第 24 (省令第 87 条第 1 項または第 2 項)
工事等の届出	当初	宅地造成または特定盛土等に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成または特定盛土等に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	別記様式第 15 (省令第 52 条第 1 項または第 82 条第 1 項)

		手続の種類	根拠法令等	様式
工事等の届出	当初	土石の堆積に関する工事の届出 (宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	別記様式第 16 (省令第 52 条第 3 項または第 82 条第 2 項)
		擁壁等に関する工事の届出 (高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部または一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	別記様式第 17 (省令第 55 条または第 85 条)
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	別記様式第 18 (省令第 56 条または第 86 条)
	変更等	届出工事 (法第 21 条第 3 項) の変更届出	細則第 条	様式第 号 (県細則第 条または第 条)
		届出工事 (法第 40 条第 3 項) の変更届出	細則第 条	
		工事中止等の届 (中止・再開・廃止)	細則第 条 細則第 条	様式第 号 (県細則第 条または第 条)
着手届	工事着手届	細則第 条 細則第 条	様式第 号 (県細則第 条、第 条)	
中間検査	宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	別記様式第 13 (省令第 46 条または第 76 条)	
定期報告	宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項	様式第 号 (県細則第 条)	
	土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 38 条第 1 項	様式第 号 (県細則第 条)	
完了検査	宅地造成または特定盛土等に関する工事の完了検査	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	別記様式第 9 (省令第 40 条または第 70 条)	
	土石の堆積に関する工事の確認	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	別記様式第 11 (省令第 43 条または第 73 条)	
	宅地造成等に関する工事の一部完了検査	細則第 条 細則第 条	様式第 号 (県細則第 条)	
完了届	届出工事の完了届	細則第 条 細則第 条	様式第 号 (県細則第 条または第 条)	

1

2 各種申請に必要な様式について、滋賀県のホームページで公表しています。

3 [https://www.アドレス \(準備できしだい公表予定\)](https://www.アドレス (準備できしだい公表予定))

4